⑶　ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づきガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること

⑷　本公告の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札参加申込書、入札説明書の交付場所及び参加資格等問い合わせ先　〒300―0493 茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500―２　日本中央競馬会　美浦トレーニング・センター建築設備課　電話029―885―2111

⑵　入札説明会の日時および場所　平成28年５月25日（水）10時00分　上記３⑴の住所内

⑶　入札説明書の交付方法　入札説明会又は上記３⑴にて交付する

⑷　入札、開札の日時及び場所　平成28年６月15日（水）10時00分　上記３⑴の住所内

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語および通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金および契約保証金　免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書および入札条件に違反した入札書は無効とする。

また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

⑷　契約書の作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者で、本会が作成した予定価格の範囲内で最低価格を以って有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　その他　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary

⑴　Official in charge of contract : Shigeharu Ito, Deputy General Manager of the Miho Training Center of Japan Racing Association

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : City Gas used in the Miho Training Center

⑷　Delivery period : From 1 September 2016 through 31 August 2017

⑸　Delivery place : Miho Training Center

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Available for all

⑺　Date and Time of tender : By 10 : 00　15 June 2016.

⑻　Contact point for the notice : Architectural equipment section, Japan Racing Association, Miho Training Center, Mikoma 2500―2, Miho-mura Inashiki-gun, Ibaraki, Japan TEL 029―885―2111

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年４月 19 日

契約責任者　日本郵便株式会社

管財室担当執行役員　井上　　進

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新京都郵便処理施設（仮称）新築工事

⑶　工事場所　京都府城陽市

⑷　工事内容　本工事は郵便専用施設の新築工事である。なお、付随する設備工事は本工事に含まれる。敷地面積　約40,700㎡　構造　プレキャストプレストレストコンクリート造　地上５階　規模　延床面積　約55,130㎡（本館：約54,990㎡、付属舎：約140㎡）用途　郵便専用施設

⑸　工期　平成30年１月10日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート23,900㎥、鉄骨1,000ｔ、鉄筋3,900ｔ、板ガラス1,200㎡、電気式マルチエアコン室外機４台、ガス式マルチエアコン室外機67台、電気式パッケージ空調機室外機２台、屋内型キュービクル（29面　変圧器16台　3,900ＫＶＡ）エレベーター７基、油圧リフト４基

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。詳細は入札説明書による。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　取引先の資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　単体参加者及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

①　次に該当しない者であること。

ア　以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　不正又は不誠実な行為をした者

㋑　不法行為をした者

㋒　契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

㋓　安全管理の措置が不適切であると認められる者

㋔　契約相手方として不適切であると認められる者

㋕　その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。

ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ　自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

㋐　暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

㋑　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

㋒　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

㋓　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

㋔　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

㋕　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②　申込書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、京都府内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省近畿地方整備局又は京都府から指名停止を受けていないこと。

③　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので、かつ最新のものであること。）が建築一式1,200点以上、電気の総合評定値が900点以上及び管の総合評定値が900点以上の全てについて通知を受けていること。